

# 令和8年度 米沢地域水田農業の概要



— 2025年(令和7年)南原地区そば圃場 —

米沢地域農業再生協議会

目 次

令和8年産米の「生産の目安」と配分について	2
令和8年度(産)水稲生産実施計画及び営農計画兼水稲共済細目等変更届出書について	4
令和8年度(産)水稲生産実施計画及び営農計画兼水稲共済細目等変更届出書記入例	5
経営所得安定対策等について	7
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	7
収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	8
水田活用直接支払交付金	9
令和8年度 経営所得安定対策等による作物別の主な支援予定額	13
作物別取扱者一覧	14
調整水田等の不作付地について	15
水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールの変更について	16
交付金の交付スケジュール	17
経営所得安定対策等における自然災害等発生時の対応について	18
農地中間管理機構をご活用ください・「地域計画」は毎年見直しを	19
米沢市単独補助事業について	25
令和7年度米沢地域農業再生協議会会員名簿	26

# 令和8年産米の「生産の目安」と配分について

## 1 令和8年産米の生産量の見通しと「生産の目安」

- 全 国 711万トン (民間在庫量からの見通し)
- 山形県 334,900トン (面積換算 55,539 ha、対前年比：+8,600トン、+1,426 ha)
- ↓
- 米沢市 13,143トン (面積換算 2,177 ha、対前年比：+330トン、+48 ha)

※ 需要に応じた生産を可能にするため、酒造好適米については、主食用米の枠外とし、市町村段階の算定は、酒造好適米の契約実績数量を削除したうえで、水田面積に応じた部分を基本とし、有機・特裁の作付面積やGAPの認証面積、大規模経営担い手の面積、播種前契約数量等の要素配分が行われました。

## 2 本市の「生産の目安」配分ルール

### (1) 配分方法

当協議会において主食用米生産面積の配分率を、農業者別に生産数量目標を算定・提示します。

<配分ルール>

- ① 水稻共済地区別単収に補正処理を行い、地区別単収を設定。
- ② 全水田面積（属人）に地区別単収を乗じながら、市配分数量の範疇に収まる面積配分率を設定。農業者に一律配分を行う。

### (2) 地区別基準単収の設定

水稻共済地区別単収に以下の補正処理を行い、地区別単収を設定します。

- ① 共済網目補正率：0.958
- ② 統計単収（604kg/10a）への補正率：1.04066

地区名	共済単収	ふるい目 補正後単収	令和8年産単収 (kg/10a)
旧市	567.8	592.7	617
上長井	568.0	592.9	618
万世	512.9	535.4	558
山上	499.2	521.1	543
南原	476.3	497.2	518
三沢	492.4	514.0	535
広幡	581.5	607.0	632
六郷	565.0	589.8	614
塩井	574.0	599.2	624
窪田	580.1	605.5	631
上郷	572.1	597.2	622

### (3) 主食用米生産面積配分率の設定

県から配分される令和8年産「生産の目安」が増加しているため、配分率を令和7年産の67.0%から上げて令和8年産は**68.0%**に設定します。配分対象者は管内全農業者（全面積が「定着」又は「5年以上自己保全管理」となっている者を除く）です。

[令和8年産]

主食用米（68.0%）

転作（32.0%）

※令和8年産の「生産の目安」から、次の酒造好適米が主食用米の枠外となります。

○農産物規格規程の醸造用玄米に該当する品種

○「亀の尾」

## 加工用米・備蓄米について

### ■ 令和8年産の取組

加工用米の配分は、農業者と方針作成者等との調整で取り組まれています。

備蓄米も入札により落札者・数量・価格が決まりますが、入札資格があるのは方針作成者等となっています。それぞれ取組をご希望の場合は、認定方針作成者（17 ページ参照）等へお問い合わせください。

### ■ 面積換算について

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」により、加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収については、前頁で示した地区別単収を用います。

### ■ 契約数量の変更

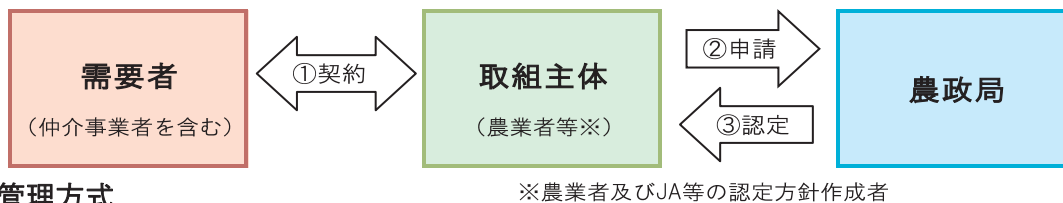
作柄の変動により契約数量を変更する場合は、作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。

## 新規需要米について

### 1 取組用途

家畜の飼料用、米粉用 稲発酵用粗飼料用稲（WCS） 新市場開拓用（輸出用）、青刈り稲 等

### 2 取組イメージ



### 3 管理方式

#### ■ 「区分管理方式」で取り組む場合

- (1) 主食用米と区分して圃場を特定し、その圃場で収穫された全収穫量を出荷数量とします。
- (2) 区分管理計画書を提出します。

#### ■ 「一括管理方式」で取り組む場合

- (1) 主食用米、他の用途向け米穀と一括して生産、収穫して出荷します。
- (2) 作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量（ふるい目 1.7mm）を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。

※数量払いの交付金計算は、1.7mm 値を用いて行います。

### 4 加工用米及び新規需要米の取引に係る手続きの変更

#### ■ 6月末までに農政局に提出された取組計画について、8月20日までの変更が可能になります。ただし、以下の条件を満たす場合に限りです。

- ・ 6月末までに提出された取組計画書の変更であること。（7月以降の新規受付は行われません）
- ・ 6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること。

### 「横流れ防止」について

不適正な流通が確認され、それが悪質だと判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消し、一定期間、新規需要米や加工用米の取組みを認めない。
- ・ 経営所得安定対策等に係わる全ての交付金を返還させる。

などの措置が講じられます。定められた用途に適正に流通してください。

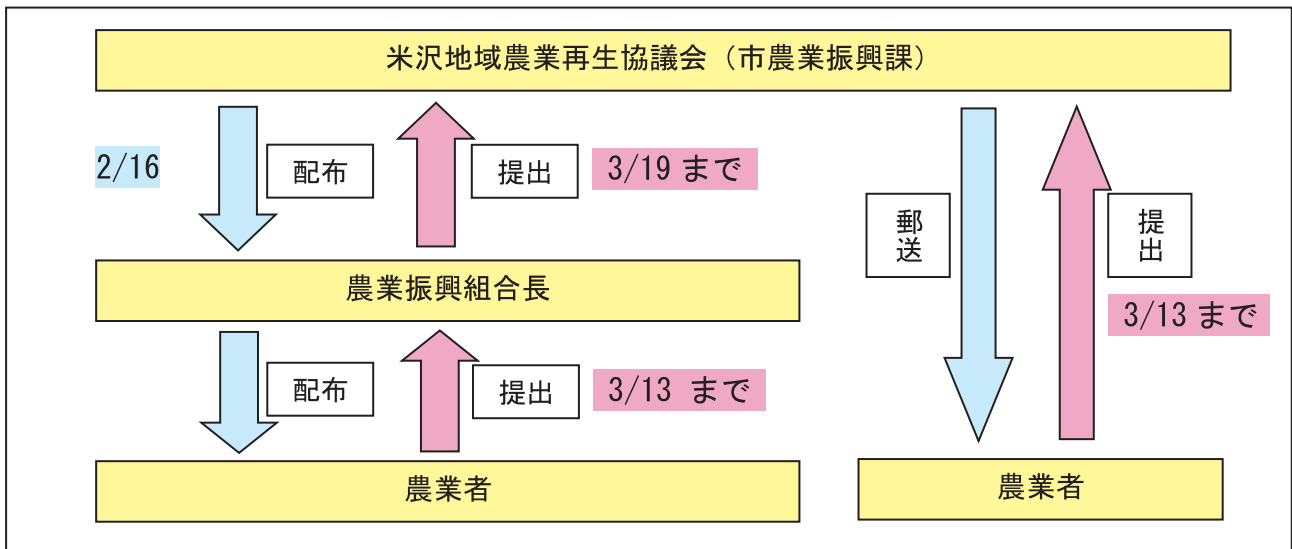
## 令和8年度(産)水稲生産実施計画及び営農計画兼水稲共済細目等変更届出書について

令和8年度(産)水稲生産実施計画及び営農計画兼水稲共済細目等変更届出書(以下、「細目書」という。)につきましては、次頁記入例を参考に記入していただき、**3月13日(金)まで** 各集落の農業振興組合長に提出してください。(振興組合に所属していない農業者は、米沢地域農業再生協議会に直接提出してください。)

農業振興組合長は、取りまとめていただいた集落内の細目書について、**3月19日(木)まで** 米沢市農業振興課にご持参ください。

**細目書集計後の4月下旬に控えを送付しますので、集落内の農業者に配布してください。**(振興組合に所属していない農業者は、米沢地域農業再生協議会より直接送付します。)

### ■ 細目書提出の流れ



### ■ 記入例以外の注意事項

- ① 細目書は、米の計画出荷基準数量の配分、水稲共済加入面積及び転作面積の基礎になりますので、農作物共済に加入しない方、内容に異動のない方も、確認のうえ必ず提出してください。
- ② 提出後に異動が生じた場合は、速やかに米沢地域農業再生協議会までご連絡ください。
- ③ 住所・氏名の確認について、農業者氏名は米穀売渡し登録名義と同じにしてください。
- ④ 本地面積は、畦畔(くろ)等を除いた水張面積です。
- ⑤ 細目書に新たに登載する圃場がある場合、米沢地域農業再生協議会までお問い合わせください。

様式第3号

山形県農業共済組合

市町村名 米沢市

米沢市

地区名 旧市

共済地区名 旧市 金池

集落名 金池

組合員等コード 999999999

集落名・氏名・生産調整方針作成者(出荷業者)を記入。**※押印不要**

令和8年度の経営所得安定対策への申請意思の有無を○印で囲む。

記入例

協議会コード				地区コード		農業者氏名	* 住所	電話番号
市町村コード	地区コード	集落コード	農家番号	大地区	小地区			
999	999	999	9999	99	9999	前田 慶次	992-8501 米沢市 金池5丁目 2-25	0238-22-5111

農 業 者 記 入 欄											
耕地番号	分番番号	地名・地番		水田面積 (田本地面積) a	水稲作付 引受面積 a	転作計画 面積 a m <sup>2</sup>	水稲品種名 転作物名	収量 等級	基準 単収 kg	特別 栽培 等の 状況	異 議 (売買・貸借)
0001	001	窪田町矢野目	古屋敷 1110	6.80	6.80		はえぬき	17	540	直播 有機 特裁	
0002	001	窪田町矢野目	古屋敷 1111	5.00 <del>8.10</del>	5.00 <del>8.10</del>		はえぬき	17	540	直播 有機 特裁	改廃 △3 国用地位
0003	001	窪田町矢野目	古屋敷 1112	8.20	8.20	8 20	べこあおば <del>はえぬき</del>	17	540	直播 有機 特裁	飼料用
0004	001	窪田町矢野目	古屋敷 1113	23.20	23.20		雪若丸	14	570	直播 有機 特裁	
0005	001	窪田町矢野目	古屋敷 1114	18.50	18.50		つや姫	11	540	直播 有機 特裁	直播 もの ○印
0006	001	窪田町矢野目	上杉 1110	20.00	20.00	20 00	自己保全管理	11		直播 有機 特裁	外
0007	001	窪田町矢野目	上杉 1111	20.00	20.00	20 00	ばれいしょ 野菜	17		直播 有機 特裁	
0008	001	窪田町矢野目	上杉 1112	20.00	20.00	20 00	飼料用稲 (WCS等)	17		直播 有機 特裁	
0009	001	窪田町矢野目	上杉 1113	24.60	24.60	24 60	ばれいしょ	20		直播 有機 特裁	
0010	001	窪田町矢野目	上杉 1114	13.80	13.80	13 80	大豆	20		直播 有機 特裁	畑 202
0011	001	窪田町矢野目	上杉 1115	20.00	20.00	20 00	飼料作物	20		直播 有機 特裁	多年生牧
0012	001	窪田町矢野目	上杉 1116	19.10	19.10	(19 10)	さくらんぼ	20		直播 有機 特裁	定 定
0013	001	窪田町矢野目	上杉 1117	10.10	10.10	(10 10)	もも	23		直播 有機 特裁	春日一 上杉景 窪田町 直江某
0014	001	窪田町矢野目	上杉 1118	4.10	4.10		はえぬき	23	480	直播 有機 特裁	定着は 前)と に分け
		窪田町小瀬	道東 5111	10.00	10.00		はえぬき	23	480	直播 有機 特裁	
				29.20	219.3 <del>216.50</del>	101.8 <del>99.00</del>	126 60	147.60	直播栽培、有機栽培、特別栽培、 該当するものに○印		
合計	耕地筆数	引受筆数	水田面積	水稲作付 引受面積	転作面積	基準収量	引受収量				
	14	8	216.50	99.00	147.60	kg	kg				
受委託関係(転作を含む)											
集落名	氏名	面積	耕地番号等	生産数量	備考						
		a m <sup>2</sup>		kg	受託・委託						

中間管理権設定について、すでに設定・契約を行っている場合はあらかじめ(中)と表示。新たに設定・契約した場合は、記入してください。

不作付地(自己保全管理・調整水田等)で概ね3年連続して作物が作付けされなかった圃場については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となるため(外)と表示。

畑地化促進事業は、該当した年度を表示。※採択となった人のみ協議会で記入。

とも補償加入の方は、記入しない。受委託は、とも補償未加入者同士で成立。

集落名	氏名 (氏名を記入してください。)	米出荷先
○○○○○	○○ ○○	JA 業者
参加する 集落営農組織名	○○組合	
参加する生産調整方針 担当者コード、主体名	JA	
所得安定対策加入 申請の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · 無	確定申告方法
		<input checked="" type="radio"/> 青 · 白
農業版BCP実施の有無		有 · <input checked="" type="radio"/> 無

本年産の 水稲生産 数量の目安	kg	本年産の 水稲生産 確定数量	kg	No. 999 — 999
配分基準単収	kg/10a			集落コード 999
				農家番号 9999
			(A)-(B)	組合員等コード 99999999
				世帯番号
判定	水稲共済加入方式			
適・否				

該当する方を○印で囲む。

協議会等担当者確認・記入欄															
活動の内容(転作等)	航空防除 (無人ヘリ)	集落 営農	転作作物 の出荷先	環境 保全	転作等の 確認面積	作物等名	植栽 年度	転換 年度	水田 区分	作物 コード	助成 種別	最終 水稲 作付 年	団地 番号	土地利 用集積 番号	備考
1a 買取		集落	自家用 JA出荷												
米		担い手	JA以外												
有機・特裁の場合、該当する ものを○印で囲む。(昨年同様でも 必要です)		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
4~		集落	自家用 JA出荷												
草の播種および収穫		担い手	JA以外												
着		集落	自家用 JA出荷												
着		担い手	JA以外												
町目1番1号 勝へ返す		集落	自家用 JA出荷												
矢野目1番 続より借りる		担い手	JA以外												
赤定着(平成15年度以 前) 青定着(平成16年度以降) で表示。		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
		集落	自家用 JA出荷												
		担い手	JA以外												
飼料用米 (区分管理) (一括管理) 米粉用米*2 (	kg	kg	kg	kg											
a	8.20 a	a	⑤ a	a											
A JA以外	JA	JA以外	JA	JA以外	JA	JA以外	JA	JA	JA	JA	JA	JA	JA	JA	JA
日配飼料															

道路買収・転用等の場合、変更後の面積と異動事由を記入。  
※ 面積を確認できる書類の写しを事務局に提出。

区分管理の飼料用米・米粉用米・輸出用米については、取り組む  
用途名を記入。  
※ 別途、東北農政局山形県拠点への届出が必要。

昨年度の作物があらかじめ表示してあるので、今年度の具体的な  
作物名に修正。

多年生作物(牧草)の場合、①播種と収穫を行うもの、②播種は行  
わず収穫のみ行うものかわかるように記入。

⚠ 転作作物の出荷先を記入。  
※ 出荷・販売しないと、交付金は受けられません！

農地の異動があった場合は、相手方の集落・氏名を記入。

加工用米・飼料用米・米粉用米は、それぞれJAまたは取扱業者等と契約  
する予定数量等を記入。  
※ 飼料用米は区分管理または一括管理のいずれか該当する方へ記入。  
※ 米粉用米は()内に区分管理または一括管理のいずれかを記入。

# 経営所得安定対策等について

## 1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

### 交付対象者

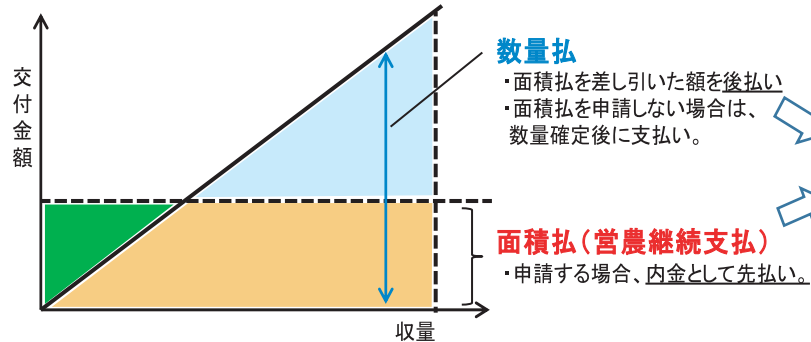
販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定就農者

### 対象作物

麦、大豆、そば、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、なたね

### 支払方法

生産量と品質に応じて交付する**数量払**を基本として、当年産の作付面積に応じて交付される**面積払（営農継続支払）**を数量払の内金として先払いします。



#### 【数量払】

##### ① 交付対象数量

※対象作物の**当年産の出荷・販売数量**になります。

##### ② 交付単価

※令和8年産から令和10年産までの交付単価。（基本的に3年ごと改定）

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前の確定申告書(写)等の提出が必要です。（例：令和8年産の申請の場合は、令和6年分の確定申告書(写)等が必要。）

- 小麦（60kg 当り） 平均交付単価 免税事業者向け 6,000 円 課税事業者向け 5,590 円  
（パン・中華麺用品種は 2,300 円加算）

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
小麦	免税事業者向け	5,650 円	5,150 円	5,000 円	4,940 円	4,490 円	3,990 円	3,840 円	3,780 円
	課税事業者向け	5,120 円	4,620 円	4,470 円	4,410 円	3,960 円	3,460 円	3,310 円	3,250 円

- 大豆（60kg 当り） 平均交付単価 免税事業者向け 10,910 円 課税事業者向け 10,340 円

品質区分(等級)		1 等	2 等	3 等
普通大豆	免税事業者向け	11,910 円	11,220 円	10,540 円
	課税事業者向け	11,410 円	10,720 円	10,040 円
特定加工用大豆	免税事業者向け	9,860 円		
	課税事業者向け	9,360 円		

- そば（45kg 当り） 平均交付単価 免税事業者向け 16,730 円 課税事業者向け 15,930 円

品質区分(等級)		1 等	2 等
そば	免税事業者向け	17,280 円	15,170 円
	課税事業者向け	16,450 円	14,340 円

## 【面積払(営農継続支払)】

### ① 交付対象面積

対象作物の **当年産の実際の作付面積** になります。

### ② 交付単価

麦・大豆：20,000 円/10a	そば：13,000 円/10a
-------------------	-----------------

※面積払(営農継続支払)を受けない農業者には、販売数量確定後に数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

**※生産量が地域の基準単収の2分の1に満たない場合、理由書が必要になります。自然災害など合理的な理由が確認できない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。**

## 2 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

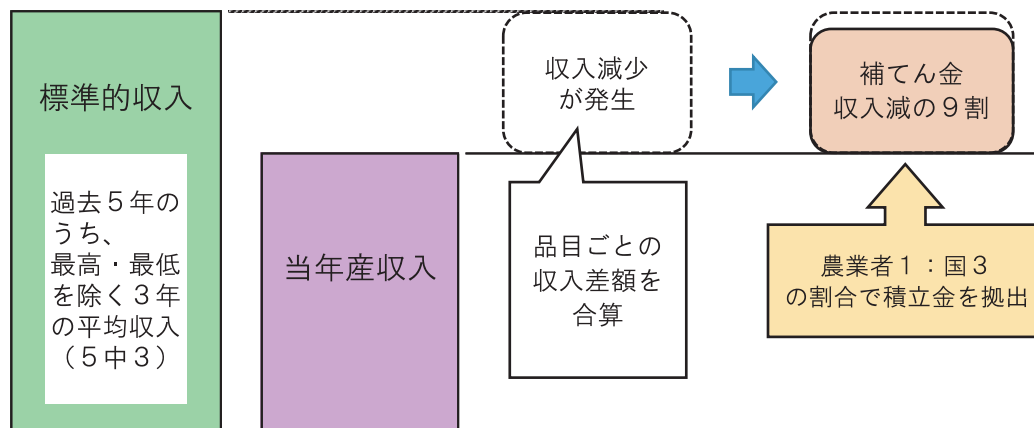
### 交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

### 対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

〔都道府県等地域単位で算定〕



### 補てん額

- ・当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。
- ・営農計画書に基づき具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てんの対象となります。
- ・主食用米と同様に備蓄米も対象となっています。
- ・農業者は、対策加入時に「①標準的収入の10%下落まで対応できるコース」と「②20%下落まで対応できるコース」のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。
- ・収入保険と重複して加入することはできません。

### 3 水田活用直接支払交付金

#### 交付対象者

転作田にて対象作物を販売目的で生産する販売農家・集落営農

#### 交付単価

##### ① 戦略作物助成（全国統一単価）

対象作物	交付単価(10a 当たり)
麦、大豆、飼料作物 ※1	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米 (数量払い)	収量に応じて 55,000円 ～105,000円※2、3

※1：飼料用とうもろこしを含む。

※2：飼料用米の一般品種の標準単価は、令和8年度は標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)となります。

※3：収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算しています。

#### 【牧草の播種について】

・牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a。

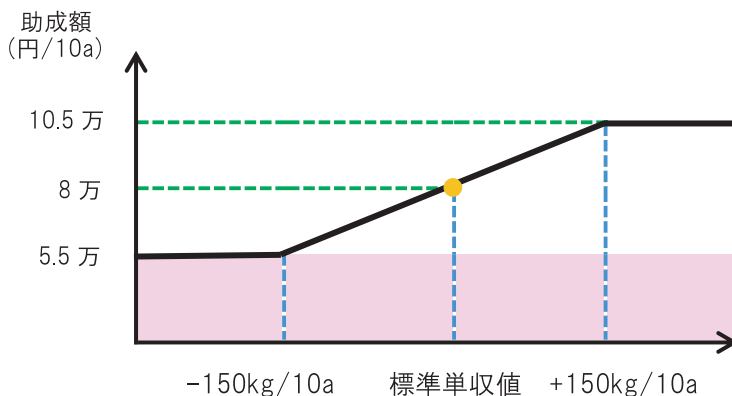
播種の量が基準播種量に満たないと、播種をしたと認められない場合があります。

【基準播種量】2.0kg/10a

・多年生牧草について、2年連続で播種する場合、播種の妥当性が分かる資料（自然災害等の証明書、実需者からの理由書、草地更新が必要とわかる写真等）を提出していただきます。

播種の妥当性が分かる資料がないと、播種をしたと認められない場合があります。

#### 【飼料用米・米粉用米の交付単価イメージ】



○数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認が必要です。（未検査の場合は交付単価が一律55,000円）

○標準単収値は主食用米の配分単収（当年秋の作柄によって調整あり）

○収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、東北農政局に理由書等の提出が必要です。

#### ■ 出荷・販売実績の確認書類

※対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出が必要となります。（申請者本人名義のものが原則）

※自家加工や直売所等での販売のため、伝票等がない場合は、「水田活用の直接支払交付金に対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」を作成し、提出していただく必要があります。

※飼料として生産する場合は、畜産農家や実需者との利用供給協定書を取り交わす必要があります。自家利用の場合は、自家利用計画書を作成していただきます。

※原則として、出荷・販売が要件となり、自家消費は対象外となります。

### ③ 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、以下の支援をします。（要望調査は令和8年2月に終了しました。）

#### ① 畑地化支援（70,000円/10a）

#### ② 定着促進支援（20,000円（加工・業務用野菜等の場合 30,000円）/10a×5年間）または（100,000円（加工・業務用野菜等の場合 150,000円）/10a（一括））

水田を畑地化して、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援。

#### ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

#### ④ 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援。（定額（上限25万円/10a））

※①、②、④は助成を受けると交付対象水田から除外されます。借地の場合には、土地所有者の了解を得てください。

### ④ 畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業

低コスト生産等の取組を3つ以上行う農業者の皆様を支援します。（畑作物産地形成促進事業の要望調査は令和8年2月に終了しました。）

本事業で支援を受けた水田の面積については、令和8年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分の対象面積から除きます。

農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していることが必要です。

#### ○対象者：水田※1において対象作物を生産する販売農家・集落営農

対象作物（令和8年産基幹作）	単価（10a当たり）
麦※2、大豆※2、高収益作物（野菜等）※3、子実用とうもろこし	4万円
新市場開拓用米	4万円※4
加工用米	3万円※4
米粉用米	9万円※4
酒造好適米※5	取組年数に応じて 最大 3.0万円/10a ※6

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田。

※2 新市場開拓向け又は加工向けが対象。

※3 高収益作物については、新市場開拓向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和8年度に支援を予定している品目が対象。

※4 山形県が多収品種と判断する品種等を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（多収品種加算）

※5 農産物規格規程に定める醸造用玄米（山形県の産地品種銘柄に限らない）

※6 取組年数に応じて「1年あたり1.0万円/10a×最大3年間（令和8～10年度）」を令和8年度に一括で支援。

## その他

● 撤去が困難な園芸施設※が設置等されている農地は交付対象水田から除外され、交付対象水田に戻すことは出来ません。

### ※撤去が困難な園芸施設

国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物又は構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくものであって、令和6年4月1日以降に処分制限期間内にあるものに限りま

● 品目ごとの適切な生産基準に達していないと判断される場合、農政局に理由書等の提出が必要です。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される基準
麦・大豆・そば・なたね	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の申請の有無に関わらず、10aあたりの収量が基準単収の2分の1に満たない場合
加工用米・新市場開拓用米	当年産の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
飼料用米・米粉用米	10aあたりの収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合
WCS用稲・飼料作物	10aあたりの収量が基準単収値の2分の1に満たない場合

※理由書等の提出が必要な場合、合理的な理由があると認められた場合にのみ交付金の対象となります。

● 品目ごとの基準単収

対象品目	単収
小麦	235 kg/10a
大豆	149 kg/10a
そば	74 kg/10a
加工用米	地区別基準単収（2ページ）
新市場開拓用米	地区別基準単収（2ページ）
飼料用米	地区別基準単収（2ページ）
米粉用米	地区別基準単収（2ページ）
WCS用稲	1,635 kg/10a（生草重量）
飼料作物（青刈とうもろこし）	4,423 kg/10a（生草重量）
飼料作物（牧草）	2,370 kg/10a（生草重量）
飼料作物（子実用とうもろこし）	320 kg/10a

※本誌作成時点での単収設定であり、今後内容の変更が生じる可能性がありますので、御了承ください。

	対象作物・取組（原則として、出荷・販売が要件、自家消費は対象外）	交付単価
国	新市場開拓用米の複数年契約助成 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者で、3年以上の新規契約が対象	10,000円
	そばの作付け助成	20,000円
	新市場開拓用米の作付け助成	20,000円
	地力増進作物の作付け助成 ※地力増進作物を作付し、適切な肥培管理を行い、ほ場へすき込みした面積が対象	20,000円
県	加工用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業にエントリーし、採択となった面積は対象外	8,000円
	新市場開拓用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業で未採択となった面積が上限	10,000円
	米粉用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業で未採択となった面積が上限	10,000円
	飼料用米 低コスト生産助成 ※低コスト生産への取組み(3つ以上)が要件（直播栽培等）	8,000円
米沢市	重点振興作物拡大助成：12品目 ※令和7年産からの拡大面積分のみ対象 アスパラガス、枝豆、きゅうり、スイートコーン、雪菜、豆もやし、遠山かぶ、おかひじき、りんどう 【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜	15,000円
	振興作物助成：25品目 ＜一般作物＞ 野菜：アスパラガス、枝豆、かぼちゃ、里芋、スイートコーン、トマト、きゅうり、丸なす、【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜 花き：アルストロメリア(新植・改植)、紅花、小菊、りんどう、スプレー菊、ひまわり、トルコギキョウ、ストック、啓翁桜 ＜地域伝統野菜＞ 雪菜、豆もやし用豆、遠山かぶ、うこぎ、おかひじき	35,000円
	産地化推進作物助成：5品目 さくらんぼ、りんご、ぶどう、西洋なし、もも（全て新植から3年）	70,000円
	作物作付け助成 振興作物以外の野菜・花き・果樹（新植）	10,000円
	大豆の多収栽培支援 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（大豆300A技術等）	1,000円 (上限5,000円)
	そばの多収栽培支援 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（心土破碎、地力向上等）	1,000円 (上限3,000円)
	耕畜連携助成 ※「収益力の向上に資する取組」が要件 (わら利用：低コスト生産、堆肥散布：排水対策、団地化等)	8,000円 (上限12,000円)
	地力増進作物の作付けの取組 ※地力増進作物の作付け助成で交付されない面積分が対象	0円 (上限20,000円)

- 出荷・販売を行ったことは、出荷契約書・販売伝票・作業日誌等により確認します。
- 本誌作成時点では東北農政局との事前協議の前段階であるため、今後の協議の結果、用途の削除を含む内容の変更が生じる可能性がありますので、御了承ください。
- 実際の作付面積や配分額により、所要額が配分額を超過する場合は、用途によって減額の単価調整を行います。

# 令和8年度 経営所得安定対策等による作物別の主な支援予定額

- 産地交付金
- 畑作物の直接支払交付金  
□数量払 □面積払
- 水田活用の直接支払交付金

※産地交付金については、本誌作成時点の内容で作成しています。今後の協議の結果によって、変更が生じる可能性があります。

**赤線枠内  
水田、畑地共通**

(10a 当たり単価)

新畜連携 (わら利用)	8,000円	【果設定】※ ケイ酸質肥料等散布	10,000円	収益力向上の取組※	1,000円	【国設定】	20,000円	数量払 (45kg当り)	15,900円	※免税事業者のうち面積払	13,000円
低コスト生産の取組	8,000円	【国設定】	20,000円	収量に応じ	55,000円	収量に応じ	55,000円	105,000円	※一般品額は55,000円～85,000円	※国設定	10,000円
耕畜連携 (資源循環)	8,000円	【国設定】※ ケイ酸質肥料等散布	8,000円	20,000円	※国設定	20,000円	35,000円	35,000円	※多畜年生牧草に ついて、播種を行 わず取獲のみを行 う年は、10,000円	【国設定】※ 複数年契約	10,000円
耕畜連携 (資源循環)	8,000円	【国設定】※ ケイ酸質肥料等散布	8,000円	80,000円	20,000円	20,000円	35,000円	35,000円	※国設定	10,000円	【国設定】
新畜連携 (わら利用)	8,000円	【国設定】※ ケイ酸質肥料等散布	10,000円	80,000円	20,000円	20,000円	35,000円	35,000円	※国設定	10,000円	【国設定】

振興作物以外の 野菜 花き 果樹(新植)

重点振興作物 拡大助成 (前年産からの拡大面積)	15,000円	振興作物	35,000円
産地化推進 作物助成	70,000円	その他作物	10,000円
【国設定】※ ケイ酸質肥料等散布	10,000円	※畑作物産地形成 促進事業の場合	40,000円～
【国設定】 複数年契約	10,000円	※畑作物産地形成 促進事業の場合	40,000円～
【国設定】 新市場開拓	20,000円	※畑作物産地形成 促進事業の場合	40,000円～

- アスパラガス
- 枝豆
- かぼちゃ
- 里芋
- 雪菜
- 豆もやし用豆
- うこぎ
- 遠山かぶら
- スイートコーン
- おひなす
- おかひじき
- トマト
- きゅうり
- 【冬期間出荷用】
- キャベツ・ねぎ・白菜
- アルストロリア
- (新植・改植)
- 紅花
- 小菊
- スプレー菊
- ひまわり
- トルコギキョウ
- ストック
- 啓翁蒜
- りんどう

麦	大豆	飼料作物	WCS用稲	加工用米	飼料用米	米粉用米	そば	輸出用米	野菜・花き・果樹
---	----	------	-------	------	------	------	----	------	----------

【要件】 販売目的で生産

販売農家・集落営農

# 作物別取扱者一覧

## 飼料用米取扱業者

問い合わせ先	住 所	電話番号	F A X
山形おきたま農業協同組合	米沢市窪田町藤泉 129-1	27-0600	27-0605
米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
(有)山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090
山形県酪農業協同組合	南陽市宮内 715-3	47-2336	47-6500
(株)野川ファーム	天童市万代 1-2	023-654-1244	023-653-0663
山形県食糧(株)	上山市蔵王の森 1 6 番地	023-676-3939	023-677-0111

## 作業受託組織等

受託作物名			組織等の名称	代表者氏名
大豆	飼料	そば		
	●		南原転作機械利用組合	伊藤 昇一
		●	南原そば部会	山崎 榮一
●			株式会社はたファーム	金谷 恵一
●			有限会社エキスパートファーム	長谷部浩一
●			株式会社フレッシュ絆	高橋 秀治
●			農事組合法人米沢あすなる	大島 裕次
●		●	農事組合法人ドリームファクトリー	野村 茂広
●			農事組合法人新田営農組合	手塚 隆
●		●	株式会社アグリ川井	吉田 耕造
	●		ホールクロップ生産組合	遠藤 保彦
	●		上郷転作飼料生産組合	太田 智彦
	●		米沢稲WCS組合	工藤健一郎
	●		米沢DC組合	工藤健一郎
	●		個人飼料	袖山 健
	●		個人飼料	竹田 真吾
	●		個人飼料	伊藤 芳昭
	●		個人飼料	渡部英里子
	●		個人飼料	森谷 英一

# 調整水田等の不作付地について

水田活用の直接支払交付金では、  
「平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年  
度も作付けが行われないことが確実な農地」は交付対象外となります。

## 不作付地として管理する範囲

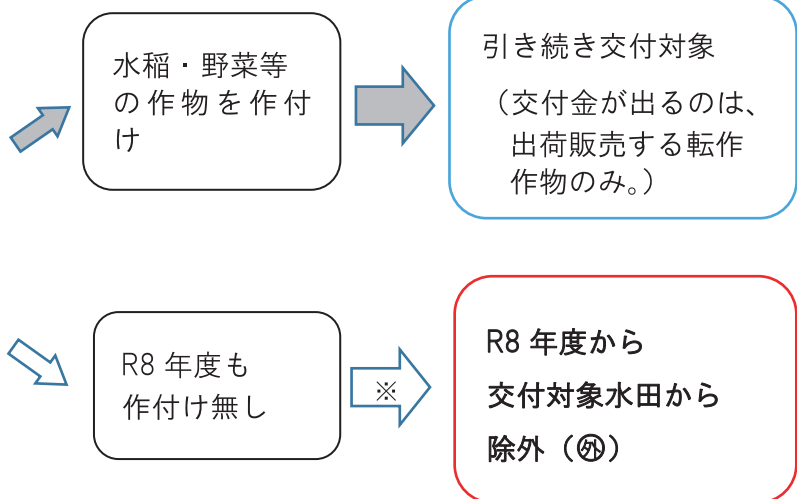
交付申請者に係る農地（水田）のうち、作物の作付けがない農地（自己保全管理・調整水田等）。

## 不作付地が交付対象外となる判断

- 平成 30 年度以降に不作付地となっている農地（それまでも不作付地であった農地を含む）  
平成 29 年度以前に遡るのではなく、平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、  
その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。  
（改善計画の提出は不要。地域農業再生協議会が水田情報を整理して除外する。）

3 年間（R5～R7）不作付地

R8 年度



※ただし、近い将来農地の出し手となる者の農地として位置づけられたもの、または農地中間管理権が設定されたものは交付対象のままとなる場合があります。

※農地中間管理権について新たに設定した際は米沢地域農業再生協議会事務局にご連絡ください。

- 平成 29 年度以前に改善計画が提出されている農地  
既に改善計画が提出されている農地は、従来の規定に則して判断します。改善計画の達成予定年までに作物作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。

# 水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

水田政策が令和9年度から根本的に見直され、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金から、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されます。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求められません。

## 変更後のルール

令和4～8年度の間、

- ①水稲作付け 又は
- ②1か月以上の湛水管理 又は
- ③連作障害を回避する取組 が行われていること。

(③については、令和7年度又は8年度実施が対象、令和6年度以前の取組は対象外)

※令和4～7年度に、①又は②に取り組んだ圃場は、令和8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

※②を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。

### 【連作障害を回避する取組例】

- ・土壌改良資材や有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用
- ・土壌に係る薬剤の散布
- ・後作緑肥の作付け
- ・その他米沢地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組

## 確認方法

- ①水稲作付け
  - ・細目書にて確認します。
- ②1か月以上の湛水管理
  - ・湛水管理をしたことが分かる写真・作業日誌にて確認します。
  - ・取組後、これらの書類を協議会事務局まで提出してください。
- ③連作障害を回避する取組
  - ・取組を講じたことが分かる書類(作業日誌、栽培管理簿等)や資材の入手状況が分かる資料(購入伝票等)を保管してください。

### 【米沢地域農業再生協議会における取組の把握について】

細目書配布に同封している「水張り取組確認表」に令和7年度までの取組状況及び令和8年度取組予定を記載いただき、細目書とあわせて提出してください。

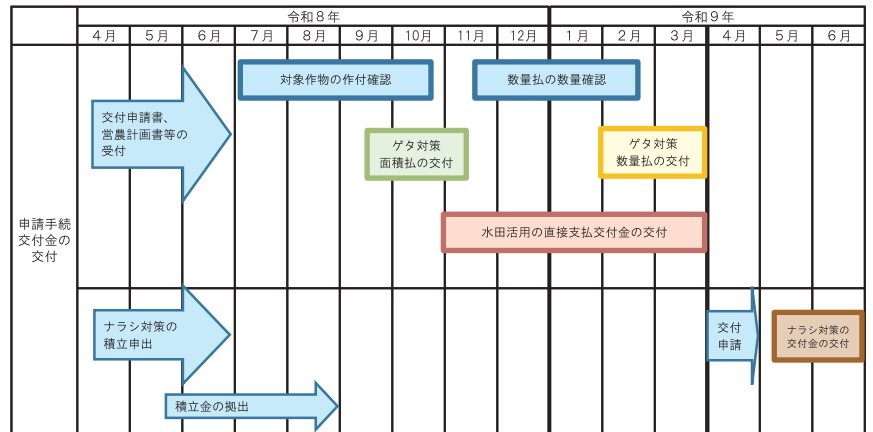
※詳細は、米沢地域農業再生協議会事務局にお問合せいただくか市 HP をご確認ください。

# 交付金の交付スケジュール

## 交付に関するスケジュール（予定）

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、東北農政局又は地域協議会に提出する必要があります。（米沢地域農業再生協議会では、受付会を開催していますので、該当すると思われる方には別途文書で御案内します。）

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入される方は、同時期に加入申請（積立申出）を行った上で、7月31日までに積立金を拠出することになります。生産調整方針作成者と事務委託をされている場合は、生産調整方針作成者との日程調整等をお願いします。



## 主な交付金の交付時期

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	面積払（営農継続支払）	生産年 9月～10月頃
	数量払	生産年翌年 2月～3月頃
収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）		生産年翌年 5月～6月頃
水田活用直接支払交付金		生産年 11月～3月頃

※ 各交付金の詳細な交付日については、東北農政局山形県拠点と地域農業再生協議会で調整することになります。前年度や近隣市町の交付日と、必ずしも同日とは限りません。

## お問い合わせ

ご相談・お問い合わせは、お近くの関係機関にお尋ねください。

### 【関係機関・団体】

No.	問い合わせ先	住所	電話番号	FAX
1	東北農政局山形県拠点	山形市松波 1-3-7	023-622-7247	023-622-7256
2	米沢市農業振興課（農業再生協議会事務局）	米沢市金池 5-2-25	22-5111	24-4541
3	山形県農業共済組合 置賜支所	米沢市窪田町矢野目 3668-3	37-5700	37-5709

### 【認定方針作成者（集出荷業者）】

No.	問い合わせ先	住所	電話番号	FAX
1	山形おきたま農業協同組合	米沢市窪田町藤泉 129-1	27-0600	27-0605
2	米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
3	我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
4	(有)市川商店	米沢市六郷町一漆 130	37-3139	37-2269
5	(有)山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
6	(株)井上商店	川西町大字堀金 1159-1	42-2556	42-2168
7	(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090

# 経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害などで減収や収穫皆無となった場合でも、条件を満たせば交付対象となります。

その際には、被害状況等の確認が必要になりますので、**必ず関係機関**（地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等）にご相談ください。

## 作業日誌を付けましょう

交付金対象作物を栽培する際には、耕起、は種、防除などの作業内容を、ほ場ごとに記録した作業日誌を作成しておきましょう。



## 自然災害発生 (減収や収穫皆無)

### 関係機関に連絡・相談



### 関係機関による 被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。



被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を**写真**（**日付入り**）で残すよう、ご協力をお願いいたします。



## お気をつけ ください！

関係機関への連絡や相談を行わず、ご自身の判断ですき込みをされた場合は、被害状況の確認ができず、交付の対象外となることがありますのでご注意ください。

【お問合せ先】お近くの地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等

大切な農地を未来へつなごう

農地の貸し借りは  
農地中間管理事業を  
ご活用ください！



未来へつなごう、やまがた農業  
農サポやまがた  
Agricultural Support

公益財団法人やまがた農業支援センター  
(山形県農地中間管理機構)

**農地中間管理事業は、**山形県農地中間管理機構※(公的機関)(以下「機構」という。)が農地を貸したい方(以下「出し手(農地所有者)」という。)から農地を借り受け、耕作を希望する方(以下「受け手(耕作者)」という。)にまとまりのある形で農地を貸し付ける制度です。

※山形県農地中間管理機構・農地の出し手(農地所有者)と受け手(耕作者)をつなぐ農地の中間的な受け皿として山形県知事が指定する法人

## 農地中間管理事業の仕組み



### 出し手(農地所有者)のメリット

- 機構は公的な機関なので安心して貸せます
- 賃料は機構から確実に支払われます
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
- 一定の要件を満たせば固定資産税の軽減を受けられます

### 受け手(耕作者)のメリット

- 複数の出し手(農地所有者)の農地を借りても、契約は機構とのみとなります(契約の手間が省けます)
- まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です(借入期間中は安心して耕作できます)
- 口座振替で賃料の支払いは機構に一括で済みます(振込手数料はかかりません)

### 地域のメリット

- 地域の農業の発展が期待できます
- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転貸により集約化を進める地域に機構集積協力金が交付されます(要件があります)

# 農地中間管理事業の主な流れについて

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に基づく農地の集約化等を推進することになりました。

地域の農業者等の話し合いにより市町村が策定した

## 地域計画（目標地図）

出し手  
(農地所有者)



受け手  
(耕作者)\*



※目標地図に農業を担う者として位置づけられている必要があります。

貸付けの申込

(市町村・農業委員会へ)

借受けの申込

(市町村・農業委員会へ)

農用地利用集積等促進計画(案)の作成(市町村・農業委員会)

農用地利用集積等促進計画を定め県知事へ認可申請(機構)

農用地利用集積等促進計画の認可・公告(県※)  
(県で公告することで権利設定となります)

※山形県より事務・権限の移譲を受けている市町村では、市町村で公告することで権利設定となります。

出し手  
(農地所有者)

賃料の納入・支払い(年払)  
(機構)

受け手  
(耕作者)

## 大切な お知らせ

# 農地中間管理事業の利用には 『手数料』のご負担をお願いします

### ◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業は国・県からの補助金により運営していますが、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、令和7年から利用者の皆様の一部ご負担をお願いしています。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

### ◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率
出し手(農地所有者)	令和6年10月以降に 公告の契約	毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を差し引いて支払いいたします	0.75% 年間賃料が1万円の場合 手数料は75円
受け手(耕作者)		毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を上乗せして納入いただきます	

### ◎手数料納入のイメージ

(賃料が年間10,000円の場合の手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください。



ホームページ  
二次元コード

#### 【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については…… 最寄りの市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、  
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしています。

◎手数料に関しては…… やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業推進課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

# 「地域計画」は 毎年見直しを



地域計画の策定状況は  
こちら！

農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法律に定められ、地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を示した「地域計画」及び「目標地図」を令和7年3月に策定しました。

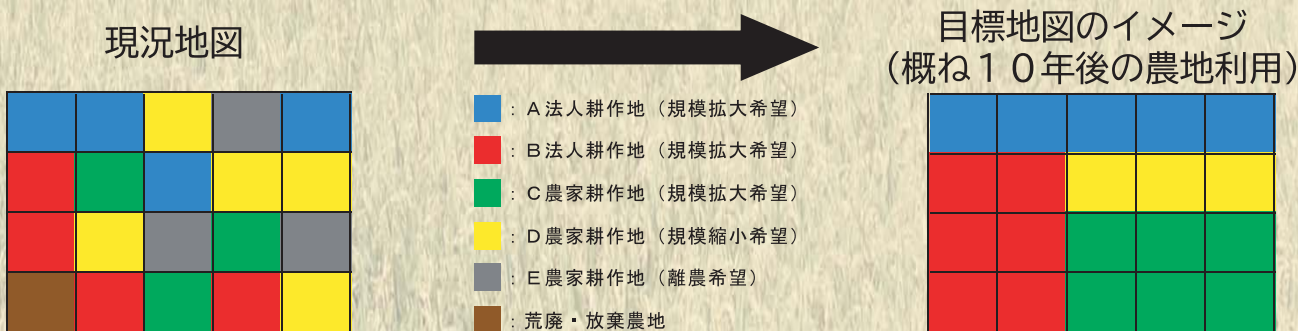
地域の皆さんが守り続けてきた農地を安心して次の世代に引き継いでいくため、農作業の効率化や省力化、生産コストを減らすことが期待できる農地の集積・集約化などの実現に向け、毎年地域での協議を行い、新たな意見や取組を反映させて地域計画の見直し（ブラッシュアップ）を行うことが求められています。



## 地域計画・目標地図とは？

地域計画とは、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。概ね10年後を見据えて、地域の担い手、農地所有者、地域住民の皆さんで話し合いながら作っていくことが重要です。

地域計画には、話し合いで出された農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目指すべき将来の農地利用の姿を地図に示した「目標地図（1筆ごとに概ね10年後の利用者を定めたもの）」を添付します。



米沢市では、令和7年3月に策定した地域計画について見直しを行うため、令和7年10月～11月に市内11地区で座談会を開催しました。地区農業の現状や課題、要望を皆さんで共有しながら今後の方針等を話し合い、地域計画及び目標地図の見直しに向けての取組を進めています。

地域計画は一度策定して終わりではなく、日々変化していく農業の状況や要望、取組に合わせて見直ししていくことが大切です。今後も地域計画の内容を定期的に見直すため、毎年地区座談会を開催する予定ですので、積極的な参加をお願いします。

# 地域計画や農地中間管理事業に係る支援措置

各支援措置は令和7年度の内容を基にしております。各支援措置の詳細については農業振興課までお問合せください。

## 1 農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域に対する主な支援等

### (1) 地域集積協力金・集約化奨励金の交付

地域計画が策定されている地域において、地域での話し合いにより農地中間管理機構（以下「機構」という。）へまとまった農地を貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金や奨励金を交付します。

- ①地域集積協力金（農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対する協力金）  
交付単価 一般地域 最大2.8万円/10a  
中山間地域 最大3.4万円/10a
- ②集約化奨励金（機構からの転賃による農地集約化に取り組む地域に対する奨励金）  
交付単価 一般タイプ 最大3.0万円/10a  
受け皿準備タイプ 最大1.5万円/10a

### (2) 農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を新たに機構へ10年以上貸し付けた場合、当該農地（ただし、所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。）に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。なお、軽減措置は、新たに貸し付けた翌年度に納付する固定資産税から適用されます。

軽減期間	15年以上の期間で貸し付けた場合	5年間
	10年以上の期間で貸し付けた場合	3年間

## 2 農地整備事業と連携した担い手への集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化を推進するため、機構が借り受けた農地等を対象に県や市が行う基盤整備を支援するとともに、農振農用地のうち地域計画を策定した区域において実施する基盤整備等を支援します。

- ①農地中間管理機構関連農地整備事業  
機構が借り受けた農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県や市が行う基盤整備を支援
- ②農地耕作条件改善事業  
農振農用地のうち地域計画を策定した区域において、畦畔除去や暗渠排水などの地域ニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備等の取組を支援

## 3 地域の中心的な担い手となる方に対する主な支援

### (1) スーパーL資金における金利負担軽減措置

日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金において、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子（上限2%）となる制度があります。ただし、国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱い額に限りがあります。

- 金利負担軽減措置の概要
- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 対象者   | 地域計画のうち目標地図に位置付けられている認定農業者等         |
| 対象事業  | 農地等の取得・改良・造成、機械・施設の取得、改良・造成等、長期運転資金 |
| 対象期間  | 貸付当初5年間（6年目以降は通常の利息となります。）          |
| 対象限度額 | 個人3億円 法人10億円                        |

### (2) 農業用機械・施設の導入支援

地域計画のうち目標地図に位置付けられている者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実である者を含む。）が実施する農業用機械・施設等の導入等を支援します。

- 農地利用効率化等支援事業の概要
- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 対象経費 | 融資を活用して取得する農業用機械・施設等の導入に係る経費等 |
| 補助率  | 事業費の3/10以内、補助上限300万円          |

### (3) 新規就農者の経営安定支援

地域計画のうち目標地図に位置付けられている新規就農者や機構から農地を借り受けている新規就農者の就農直後の経営確立のために資金を交付します。また、農業用機械・施設等の導入等を支援します。

- 経営開始資金の概要
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 交付対象者 | 独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者 |
| 交付金額  | 年間150万円（最長3年間）              |
- 経営発展支援事業の概要
- |       |  |
|-------|--|
| 補助対象者 | 49歳以下の認定新規就農者                                |
| 対象経費  | 機械・施設等の導入、機械リース等                             |
| 補助率   | 事業費の3/4以内、補助上限750万円<br>※上記資金の交付対象者は補助上限375万円 |

## ★地域計画と連携した主な補助事業等(上記以外)

- 担い手確保・経営強化支援事業  
経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用して実施する農業用機械・施設等の導入を支援
- 産地生産基盤パワーアップ事業  
収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業  
集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を支援
- 経営継承・発展等支援事業  
担い手の経営を継承した後継者が、経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援
- 農業経営基盤強化準備金制度  
経営所得安定対策等の交付金を活用し、農用地や農業用機械・施設等の取得など、計画的に農業経営の基盤強化を図る取組を支援

# 米沢市単独補助事業について

米沢市農業振興課が独自で実施している補助事業を御案内します。詳細については、各担当までお問合せいただき、ぜひ御活用ください。

## 未来につなぐ園芸産地強化事業

対象者：①認定農業者 ②認定農業者になる見込みのある人  
③農業者組織(3戸以上、法人)

対象事業：市が定める園芸作物を栽培するために行う事業  
(種苗購入、施設整備、共同利用機械の購入、資材購入、その他施設  
などの改修等)

補助率：補助対象経費の1/3以内(各事業毎に上限有)

担当：農産担当

※新規事業のため、内容に変更が生じる場合があります



## 親元就農支援交付金

対象者：次の条件を全て満たす方

- ①本市に住所を有する50歳未満の人
- ②2親等以内の者(親または祖父母)が経営主である経営体において、専業で新たに農業に従事する人
- ③上記の経営主が認定農業者または地域計画に位置付けられていること

交付額：20万円(1回限り)

担当：農業振興担当



## 未来を拓く農業支援事業

対象者：①本市に住所を有する農林業者で組織する団体 ②認定農業者  
③本市に住所を有する創業者  
④本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者  
⑤農業後継者 ⑥認定新規就農者(予定者を含む)

対象事業：新規作物導入事業、新商品開発事業、販売促進・販路拡大事業  
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業  
先端技術活用支援事業※

補助率：補助対象経費の1/2以内(上限100万円 ※は上限50万円)

その他：合計20万円以上の経費(事業費)であること

担当：農業振興担当



## 畜産経営支援事業

対象者：認定農業者または畜産農家2戸以上で構成する集団

対象事業：①自給飼料生産拡大を図るための機械の導入(播種機、モア等)  
②生産性の向上、作業の省力化を図るための畜舎環境の整備や  
機械の導入(堆肥舎周辺の整備、遮光ネットの設置等)

補助率：①補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

②補助対象経費の1/3以内(上限20万円)

担当：米沢牛振興室 畜産担当



令和7年度米沢地域農業再生協議会会員

令和8年1月26日現在

[会員]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	米沢市	市長	近藤 洋介	会長	関係機関・団体等
2	山形おきたま農業協同組合	米沢地区総括理事	大竹 茂	副会長	関係機関・団体等 生産調整方針作成者 農地利用集積円滑化団体
3	米沢市農業委員会	会長	小関 善隆	副会長	関係機関・団体等
4	米沢市農業振興組合長会	会長	安部 憲一	監事	関係機関・団体等
5	米沢市認定農業者会議	会長	佐藤 政和		関係機関・団体等
6	おきたまとも補償米沢地区事業推進協議会	会長	菅野 英一郎		関係機関・団体等
7	米沢市大豆産地品質向上安定推進協議会	会長	長谷部 浩一		関係機関・団体等
8	米沢牛振興協議会	会長	鈴木 英行		関係機関・団体等
9	山形県酪農業協同組合	理事	伊藤 芳昭		関係機関・団体等
10	米沢市野菜振興協議会	会長	手塚 隆		関係機関・団体等
11	米沢地区花き振興会	会長	相田 憲章		関係機関・団体等
12	米沢稲WCS組合	組合長	工藤 健一郎		関係機関・団体等
13	米沢DC組合	組合長	工藤 健一郎		関係機関・団体等
14	米沢地域有機農業推進協議会	会長	小関 恭弘		関係機関・団体等
15	米沢青果株式会社生産者組合	組合長	須藤 広行		関係機関・団体等
16	J A山形おきたま農政対策米沢地区本部	地区本部長	大竹 茂		関係機関・団体等
17	J A山形おきたま米沢地区青年部	委員長	浅深 泰地		関係機関・団体等
18	J A山形おきたま米沢地区女性部	部長	長谷部 章子		関係機関・団体等
19	J A山形おきたま米沢愛菜館出荷組合	組合長	情野 忠広		関係機関・団体等
20	一般消費者		樋渡 由美		関係機関・団体等
21	米沢平野土地改良区	理事	木村 正勝		関係機関・団体等
22	山形県農業共済組合	理事	鈴木 巖		関係機関・団体等
23	大規模経営農業者		佐藤 恭寛		個人農業者
24	大規模経営農業者		浅深 泰地		個人農業者
25	米沢米肥株式会社	代表取締役社長	小林 俊郎		生産調整方針作成者
26	我妻商店	代表	我妻 正昭	監事	生産調整方針作成者
27	有限会社市川商店	代表取締役	市川 栄市		生産調整方針作成者
28	有限会社山形川西産直センター	代表取締役	平田 勝越		生産調整方針作成者
29	井上商店	代表取締役	井上 齋		生産調整方針作成者
30	有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	代表取締役	北澤 正樹		生産調整方針作成者

[オブザーバー]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	東北農政局山形県拠点経営所得担当	総括農政業務管理官	渡邊 洋一		
2	置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	五十嵐 健一		
3	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	加藤 栄美		



発行日 令和8年2月16日  
発行・編集 米沢地域農業再生協議会事務局  
(米沢市産業部農業振興課)  
住所 山形県米沢市金池五丁目2番25号  
電話 0238-22-5111(代)